

# 旧日本軍埋蔵財宝、通称「山下財宝」に関する多角的検証報告書：

## 探索方法と歴史的真実

本報告書は、第二次世界大戦終戦時に旧日本軍がフィリピンに埋蔵したとされる、いわゆる「山下財宝」に関する包括的な分析と検証を目的とする。歴史的背景、財宝の形態、著名な発見事例、法的側面、そして現代における探索方法に至るまで、多角的な視点からこの複雑な事象を考察する。

### 第Ⅰ部：伝説の起源と歴史的背景

#### 1.1. 「山下財宝」の定義と概説

「山下財宝」とは、山下奉文大将が率いる日本軍が終戦時にフィリピン国内に隠匿したとされる、莫大な埋蔵金についての伝説である<sup>1</sup>。フィリピンでは広く信じられており、単なる都市伝説の枠を超えて、一部では史実として扱われている点に特徴がある。その内容は、東南アジアの欧米植民地政府から徴収された金塊や銀、宝石、芸術品といった戦時略奪品で構成されると伝えられている<sup>1</sup>。

伝説に現実味を与え、長年にわたる宝探し熱を維持する原動力となっているのは、複数の具体的な発見事例が確認されていることである。特に著名な事例として、マルコス元フィリピン大統領による強奪事件として国際裁判に発展したロジャー・ロハス氏の訴訟が挙げられる<sup>1</sup>。また、ミンダナオ島のダバオ市にある「Japanese Tunnel」を発掘したレオノア家が、この地下基地内で大量の金塊と黄金製の仏像を発見し、莫大な富を築いたと公言している事例も存在する<sup>1</sup>。これらの公的記録や社会的影響力を持つ事例が、山下財宝の存在を単なる物語から現実的な探求の対象へと押し上げている。

#### 1.2. 太平洋戦争下のフィリピンと財宝隠匿の経緯

太平洋戦争初期、旧日本軍は東南アジアの欧米植民地を次々と占領し、そこで莫大な金品を差し押された<sup>2</sup>。これらの物資は、当初日本本土への海上輸送が計画されていた<sup>1</sup>。しかし、戦争後期に連合国軍の潜水艦や航空機による海上輸送路への攻撃が激化したため、輸送が困難となり、中継地であったフィリピンに一時的に隠匿されたと伝えられている<sup>1</sup>。この財宝の埋蔵は、単なる略奪品の隠匿という側面だけでなく、当時の日本軍の戦略的行動の一部であった可能性が示唆されている。フィリピン防衛司令官に着任した山下奉文大将は、戦争末期にルソン島北部に強固な地下塹壕（トンネル）を構築し、米軍との最終決戦に備える持久戦の作戦を立てた<sup>3</sup>。この軍事拠点化の過程で、物資調達用の資金（金塊など）がこの塹壕に運び込まれたと考えられている<sup>3</sup>。このような背景から、財宝の埋蔵は、単なる場当たり的な行為ではなく、窮地に陥った日本軍の軍事戦略に深く組み込まれていたと推察される。

当時のフィリピンは、日本軍の支配下でゲリラ活動が活発化しており、日本軍はフィリピン人をゲリラと見なす非道な行為も行っていたとの証言が存在する<sup>4</sup>。アメリカ軍がフィリピン人ゲリラに武器を供給し、組織的な抵抗を促していたことも史実である<sup>5</sup>。このような極めて敵対的な環境下で、大規模な埋蔵作業が秘密裏に行われたとすれば、その実行には厳戒態勢が敷かれていたことは想像に難くない。

#### 1.3. 史実性を巡る論争と歴史家の見解

山下財宝の史実性を巡っては、歴史家の間でも意見が分かれている。フィリピンの歴史家アンベット・オカンボ氏やフィリピン大学教授リカルド・ホセ氏は、財宝の存在に懐疑的な見解を示している<sup>6</sup>。彼らの主な論拠は、1943年以降、日本軍が制海権を失っていた状況下で、価値のある略奪品をフィリピンに持ち込むのは非合理的であるという点である<sup>6</sup>。また、70年以上にわたり高性能な金属探知機や地図を持つ人々が探索を続けているにもかかわらず、伝説的な規模の財宝が発見されていないことも、存在を否定する根拠となっている<sup>6</sup>。

この伝説の信憑性を巡る対立は、「経験的証拠」と「歴史的合理性」の間の根本的な矛盾に起因している。ロハス氏やレ

オノア家の事例は「財宝はあった」と示唆するが、それは全体のごく一部に過ぎない可能性があり、また、その発見が偶然の一致である可能性も否定できない。歴史家たちが指摘する「1943年以降の制海権喪失」という事実は、東南アジアから大規模な略奪品を海上輸送する計画が、戦争後半には既に破綻していたことを意味する。もしそうであれば、財宝は「数十兆円」という伝説的な規模ではなく、戦地での物資調達資金や、フィリピンでの長期持久戦に備えた軍事資金といった、より現実的な規模の埋蔵物であった可能性が高い<sup>3</sup>。

さらに、山下財宝伝説は、フィリピン社会において特有の社会的機能を有している。財宝が見つからない理由を「アメリカがすべて持ち去った」とする陰謀論や<sup>6</sup>、マルコス元大統領の妻イメルダが「夫が手に入れた黄金は山下財宝で、国庫から横領したものではない」と主張した事実<sup>7</sup>は、この伝説が、フィリピンの貧困や権力者の不正を説明するための「神話」として機能していることを示唆している。このように、山下財宝は単なる埋蔵金の物語ではなく、戦後のフィリピンが抱える政治的・経済的課題を象徴する、深く根付いた社会的な物語となっている。

## 第2部：財宝の形態と埋蔵の痕跡

### 2.1. 伝えられる財宝の構成要素

伝えられる山下財宝の構成要素は多岐にわたる。最も頻繁に言及されるのは、金塊（インゴット）と黄金の仏像である<sup>1</sup>。ロジャー・ロハス氏が発見した「ゴールデンブッダ」は、非常に重く、純金製であったとされ<sup>8</sup>、レオノア家も同様に大量の金塊と仏像を発見したとされている<sup>1</sup>。その他にも、裁判所の押収命令書に「真鍮のインゴット」と記された事例や<sup>8</sup>、プラチナの巨大な塊があったという噂<sup>3</sup>も存在する。また、山下財宝の一部とされる「丸福金貨」も報道されている<sup>9</sup>。

財宝は、鉄の箱や木箱に入れられていたと推測されている。ある探索者は、沼地から「鉄サビがこびりついた木片」がまとまって出土したと証言しており、これは財宝が腐食しやすい木製の箱に収められていた可能性を示す貴重な手がかりである<sup>10</sup>。

### 2.2. 埋蔵場所の類型と特徴

財宝の埋蔵場所は、伝説や証言によって多岐にわたるが、主に山奥のトンネルや洞窟、地下基地、塹壕、そして沼地などが挙げられる<sup>3</sup>。

特に注目すべきは、財宝の発見事例がルソン島北部に集中している点である<sup>3</sup>。これは、山下大将が同地を米軍との最終決戦の拠点とした作戦と一致している<sup>3</sup>。地下塹壕やトンネルを構築する軍事作戦の過程で、物資調達用の金塊がここに集められ、最終的に埋蔵されたという説は、地理的・軍事的な観点から見ても高い信憑性を持っている。

### 2.3. 財宝を隠すための暗号と罠

財宝の埋蔵作業が単なる場当たり的な行為ではなく、周到に計画された組織的な軍事作戦であったことを示唆する手がかりが多数報告されている。探索隊は、岩に刻まれた「金のユリ」や「爆弾」の印といった暗号を発見している<sup>12</sup>。これらのサインは、隠し場所への手がかりや、罠の警告として機能したとされている<sup>12</sup>。また、「日本の皇室関係者だけが分かる独特的のサイン」が岩に残されたという説もある<sup>8</sup>。

財宝を守るために、日本軍は洞窟に「水のわな」や爆弾といった様々なブービートラップを仕掛けたと伝えられている<sup>12</sup>。これらの精巧な罠の存在は、財宝の隠匿が\*\*「ゴールデン・リリー（金の百合）」\*\*という暗号名を持つ秘密作戦であったという説に繋がる。この作戦を裏付ける文書や記録が、日本国内や米国の公文書館に存在するならば、今後の歴史的研究の鍵となるだろう。

## 第3部：著名な発見事例と法的・社会経済的側面

### 3.1. ロジャー・ロハス訴訟の詳細な検証

ロジャー・ロハス氏の事例は、山下財宝伝説の真実性を巡る最も強力な証拠の一つである。ロハス氏は、退役日本軍兵士フュガミから提供された地図に基づき<sup>8</sup>、バギオ郊外の洞窟で黄金の仏像と複数の金塊を発見した<sup>9</sup>。しかし、この財宝はマルコス元大統領の親類である判事や政府高官によって強奪された<sup>10</sup>。押収の理由として「真鍮のインゴット」や「罰則に触れる」といった根拠のない理由が使われたことは、当時の権力者による法制度の露骨な無視を示している<sup>11</sup>。

ロハス氏は1988年にハワイでマルコスを提訴し、1993年には430億ドル（約4兆3千億円）という巨額の賠償金支払いがマルコス側に命じられる結審となった<sup>12</sup>。この裁判は、財宝の存在とマルコスによる強奪を司法が認めた点で、伝説に現実味を与える決定的な出来事であった<sup>13</sup>。

イメリダ・マルコス夫人が「夫が手に入れた黄金は山下財宝で、国庫から横領したものではない」と公言したことは<sup>14</sup>、山下財宝伝説が、政治権力者が自身の不正な蓄財を正当化するための隠れ蓑として利用されたことを示している。この事例は、財宝の発見が物理的な成功に留まらず、その後、法的な争いや政治的な闘争に巻き込まれる深刻なリスクを内包していることを示唆する。

### 3.2. その他の発見事例と噂の真相

ミンダナオ島のダバオ市にある「Japanese Tunnel」を発掘したレオノア家は、この地下基地で大量の金塊と仏像を発見し、その財産でホテルやリゾートを経営する大富豪となったと伝えられている<sup>15</sup>。この事例は、財宝が経済的な成功に直結する現実的な資産であったことを示している。

一方で、多くの噂や報道は真偽が定かではない。1969年にはマニラ郊外で金塊発見の噂が広まったが、憲兵隊の調査では日本軍が残した鉄カブトや機関銃しか見つからなかったという事例も報じられている<sup>16</sup>。また、2018年には財宝を狙った日本人を含む17人が違法採掘で逮捕された事例が報じられており<sup>17</sup>、フィリピン政府が規制を強化するほど、違法な探索活動が蔓延している現状が浮き彫りになる<sup>18</sup>。

### 3.3. 財宝発見を巡る法的リスクと所有権

フィリピンでは、埋蔵物発見に関する法制度が定められている<sup>19</sup>。財宝の所有権は、発見された埋蔵物が文化遺産か、公有地か、私有地で発見されたかによって異なり、政府と発見者、地主の間で配分が定められている。

- 文化遺産と判断された場合：全て国に没収される<sup>19</sup>。
- 公有地で発見された場合：政府が75%、発見者が25%の割合で所有権を分ける<sup>19</sup>。
- 私有地で発見された場合：政府が30%、発見者と地主で70%を分ける<sup>19</sup>。

ロハス氏の事例が示すように、法制度が存在しても権力者の介入によって有名無実化するリスク、および違法採掘による逮捕<sup>17</sup>や罰金といった法的リスクが現実のものとして存在する。この事実を考慮すると、財宝の探索は、単なる物理的な活動を越え、フィリピン社会の根深い問題に直面する行為であることを認識する必要がある。

## 主要な発見事例と法的帰結の概要

事例名	発見場所	主な発見物	法的帰結
ロジャー・ロ ハス氏	バギオ郊外の洞窟	黄金の仏像、金 塊	マルコス元大統領による強奪、国際裁判での 勝訴 (\$430 億の賠償命令)
レオノア家の 事例	ダバオ市「Japanese Tunnel」	大量の金塊、黃 金の仏像	正当な手続きを経て財産を築いたと公言
カポネス島で の事例	カポネス島	不明	財宝を狙った違法採掘により、日本人を含む 17 名が逮捕

## 第4部：現代における探索方法と実践的考察

### 4.1. 過去の証言・地図の信憑性と利用可能性

多くの探索は、元兵士や地元住民の口頭証言、あるいは不確かな地図に基づいて行われてきた<sup>8</sup>。ロハス氏が元兵士から地図を受け取ったという事実がある一方で<sup>9</sup>、市販されている「山下財宝地図の謎」といった書籍はフィクションとして扱われている<sup>10</sup>。これらの伝承は探索の出発点として機能するが、その信憑性は極めて低く、誤情報や意図的な詐欺の可能性も考慮する必要がある。探索の成功は、単なる伝説を信じることではなく、客観的な証拠に基づく冷静な判断にかかっている。

### 4.2. 最新技術による科学的探査

現代の財宝探索は、かつての「沼地に棒を突き立てて掘る」といった原始的な方法から大きく進化している<sup>11</sup>。最新のテクノロジーを駆使した科学的なアプローチが主流となっている<sup>12</sup>。

- 上空からのスキャン (LiDAR など)：密林を上空からスキャンする技術は、植生に覆われた地形下の不自然な構造物（トンネル入口、人工的な岩の積み重ねなど）を発見するのに有効である<sup>13</sup>。
- 地中探査レーダー (GPR)：地表からレーダーを照射し、地下の空洞や異物を探知する非破壊技術である。
- 高性能金属探知機：地中の金属を検出するが、大規模な財宝が発見されていない事実から、財宝は探知機が届かない深さ（通常、数メートルが限界）にあるか、あるいは存在しない可能性が示唆される<sup>14</sup>。

最新技術をもってしても財宝が発見されていない事実は、財宝が精巧な罠や自然の地形（例：洞窟内の水のわな）によって隠され、容易には発見できない場所にあることを示唆している<sup>15</sup>。テクノロジーは探索の効率を大幅に向上させるものの、地理的な課題や隠蔽の巧妙さを完全に克服するには至っていない。

### 財宝探索に用いられる技術の比較分析

技術	原理	メリット	デメリット
上空からのスキャ ン	レーザー光線で地表形状を計測、 地下の異常構造物を特定	広範囲を効率的に 調査、非破壊	高コスト、植生が濃密な地 域では精度が低下
地中探査レーダー (GPR)	電磁波を地中に送信し、反射波で 地下構造を可視化	非破壊で空洞や異 物を探知	探知深度に限界、特定の地 質では機能が低下

技術	原理	メリット	デメリット
高性能金属探知機	電磁誘導を用いて金属を探知	比較的安価で手軽	探知深度が浅い、誤検出が多い
伝統的な探査方法	証言や地図に基づき、棒やスコップで掘削	費用が安い、直感的	危険性が高い、非効率的、誤情報のリスク

#### 4.3. 探索における現実的なリスクと倫理的考察

山下財宝の探索は、単なる夢を追うロマンチックな冒険ではない。そこには、物理的、法的、そして倫理的なリスクが付きまとった。日本軍が仕掛けたブービートラップ<sup>15</sup>や、洞窟内の落盤・水のわな<sup>12</sup>といった生命に関わる物理的な危険が常に存在する。また、違法採掘による逮捕<sup>17</sup>や地主とのトラブル、そして発見後の権力者による強奪といった法的・社会的なリスクも無視できない。

最も重要なのは倫理的な問題である。山下財宝は、戦争の歴史、特に略奪行為によって生み出された財産を対象とする行為であり、その探索は複雑な倫理的ジレンマを提示する。埋蔵物が文化遺産であった場合、発見者はこれを国に引き渡す義務がある<sup>17</sup>。未だに戦争の犠牲者やその遺族が存在する歴史的背景を鑑みると、この探索活動は、個人の利益追求と歴史的責任の間で、慎重な判断が求められる。

### 結論

山下財宝は、単なる宝探しの伝説ではない。それは、歴史の未解明な側面、戦後の政治的・経済的混乱、そして人間の夢と欲望を映し出す複雑な事象である。

本報告書の検証を通じて、以下の結論が導き出された。

- **伝説の二重性:** 山下財宝は、多くの歴史家が否定的な見解を示す一方で、ロジャー・ロハス氏の訴訟やレオノア家の事例といった具体的な「発見」が公的に記録されており、その存在が完全に否定されるわけではない。伝説は、史実と都市伝説の狭間に位置する。
- **戦略的な埋蔵の可能性:** 財宝の集中埋蔵地域や、精巧な暗号、ブービートラップの存在は、財宝の隠匿が、戦況悪化の中で策定された日本軍の体系的な軍事作戦であった可能性を示唆している。
- **法的・社会的なリスク:** 財宝の発見は、法的・政治的な闘争の始まりを意味することがロハス氏の事例から明らかである。フィリピンの法律は所有権を定めているが、権力者による強奪リスクや違法採掘による逮捕リスクも現実のものである。
- **探査の進歩と限界:** 現代技術は広範囲の探査を可能にしたものの、伝説的な規模の財宝が未だ発見されていない事実は、隠蔽方法の巧妙さ、あるいは財宝の規模が伝説的言説ほど大きくはない可能性を示唆している。

山下財宝は、個人の利益を追求する「宝探し」としてだけでなく、戦争の歴史と向き合い、現代フィリピンの政治・社会問題を理解する上で不可欠な、強力な社会的物語として深く根付いているのである。